

清代官吏張五緯が発給した告示に関する言語的考察

王 婷

A Linguistic Study of the Notices Issued by Qing Official Zhang Wuwei

WANG Ting

Before the modern era, vernacular was mainly used in the fields of literature and written records, and it was believed that there was no vernacular in practical texts. But as the study of historical materials progressed, it was recognized that proclamations, although few, were also valuable as vernacular materials. Among them, a Qing official named Zhang Wuwei introduced elements of vernacular and colloquialism into his proclamations to advise and indoctrinate the people. In addition, the style of Zhang Wuwei's writings is a mixture of literary and colloquial styles, which shows the characteristics of his writings in consideration of different subjects and purposes, despite the fact that his writings were written in the pre-modern era and required a consistent style. This article introduces Zhang Wuwei and examines the fluctuation of his style in the proclamations issued by him.

Keywords: Zhang Wuwei, Proclamations, Interpretation, moral indoctrination;
Directive

キーワード：張五緯、告示、註解、教化、示諭

はじめに

告示とは「告げる」と「示す」を持ち合わせた意味合いを有し、「情報を知らせる」ための文書とそれを載せたものを指す。民間で使用する場合もあるが、公文書としての認識が強く、情報の伝達がまだ便利では無かった古代では、告示は官府が民衆相手に法令や政令を公布し、支配者としての意思を伝えるのにもっとも有効な手段として捉われ、広く使用されたのである。また、明代初期とそれ以前は、「告示」・「榜文」・「布告」などの名称が用いられたが、明代中期以後になり、皇帝や中央政府などからのものは「榜文」、地方官府からのものは「告示」と区別されるようになった。榜文は劉海年、楊一凡が編纂した『中国珍稀法律典籍集成（14巻）』（1994年）¹⁾、『中国珍稀法律典籍集成続編（10巻）』（2002年）²⁾、こ

1) 劉海年、楊一凡編纂、『中国珍稀法律典籍集成（14巻）』、科学出版社、1994。

2) 劉海年、楊一凡編纂、『中国珍稀法律典籍続編（10巻）』、黒竜江人民出版社、2002。

の二種類の法律史料集に収録されており、地方政府の告示は楊一凡、王旭が編纂した『古代榜文告示彙存（10巻）』（2006年）³⁾に収録され、各地にも告示の内容を載せた石碑や木板が有形文化財として残された。

『古代榜文告示彙存』の序文によると、告示は主に地方志・史料・官吏の官箴書などから散見できるが、明代以前のものはほとんど散逸しており、明代中期から清代末期までの告示は数多く残されていた。⁴⁾そして、今までの研究は主に法制史の領域で行われてきており、それ以外の領域からの注目が少なかったと見受けられる。本文は『古代榜文告示彙存』に収録された張五緯の告示を対象とし、その文体について考察する。また、訳文は筆者が訳したものである。

文体について語る前に、体裁について見る必要がある。個体差はあるが、ほとんどの告示には発給時間・発給者が書かれた。卞利や史媛媛は告示の体裁が存在し、その書式の冒頭と最後の文言が定形で書かれたとして、告示する事柄の内容・原因・過程・対策などをはっきりすることが求められたと述べた⁵⁾。さらに、雷栄広と姚楽野の考察によると、各典例から告示に対する具体的な文章様式の規定が見られなかった⁶⁾。そのため、地方官は告示をより効果的にするためにどうすればいいのかを、告示を作成する際に、ほかの官僚のものや以前の告示文を参照するものもあれば、独自の文体を使用したものもある。告示をどう書けばいいのかを自分なりに考え、その答えをそれぞれの官箴書の中に残した。『古代榜文告示彙存』の序言にはこのような描写もある：

与其他官文书、法律、法规比较、榜文、告示具有以下特色：文字比较简洁、往往带有书写人员的语言风格、榜文、告示大多篇幅较小、围绕陈述事项条分缕析、申明法之所禁。出于不同官员之手手的榜文、告示、文风各异、讲究修辞者有之、朴实无华者有之、用口语写成者亦有之、但语言一般都较为精炼、通俗、易于为基层民众所理解。

訳：ほかの公文書・法律・法規と比べて、榜文や告示には以下のような特徴がある：言葉が簡潔で、書き手のスタイルを帯びるのが普通である。またほとんどの榜文や告示は紙幅が短く、陳述すべき内容をめぐって分析し、対応する禁令を釈明する。そして、異なる官吏が手掛けたものはその文体も異なり、修辞に拘る者もいれば、素朴な者もいる、口語で書いた者さえいる。しかし、その言葉は一般的に洗練され、通俗的であり、一般民衆からの理解を得やすいのである。

つまり、公文書とはいえ、告示の書き手には自主性があり、一般の常套句に捉われすぎずに済むのであった。一方、その文体、ここでは文語体や口語体を意味する⁷⁾、を見れば、ほかの公文書と比べて「通俗的」であることが分かったが、白話小説でみられた「白話」と比べればまだ文言寄りであり、官府立場

3) 楊一凡、王旭編纂、『古代榜文告示彙存』、社会科学文献出版社、2006。

4) 『古代榜文告示彙存』、第1巻、第2頁、2006。

5) 卞利：「明清徽州地方性行政法規文書初探」、『安徽大学学报（哲学社会科学版）』、2009、第107頁～112頁。史媛媛：『清代前中期新聞傳播史』、福建人民出版社、2008、第170頁。

6) 雷栄広・姚楽野：『清代文書綱要』、四川大学出版社、1990、第119頁。

7) 文語体：文言、古典語要素を取り入れた書面語。口語体：白話、口語要素を取り入れた書面語。

のものであると認識すれば納得できる文体となっている。中に、「口語で書いた者さえいる」はまさに張五緯のような官吏であった。

一、張五緯について

『古代榜文告示彙存』には周櫟園・張五緯・王鳳生・劉衡・李璋煜といった何人かの官吏が公文書である告示に口語体を用いた史料が存在する。その中に、張五緯はもっとも口語体を愛用したと見られ、文言、あるいは文言寄りの文体で公文書を書くという主流から外れた一人であり、その言葉を「告示」が持つ機能、つまり「法令公布」と「教化」と関連付けて研究することに意義があると考えられる。

張五緯は陝西涇陽の出身で、字は治堂、號は蓮浦、乾隆年間から嘉慶年間まで、地方官として江蘇や広東などに就任していた官吏である。しかし、現時点の調査を見る限り、張の明確な生年が記載されていないため、各資料による推定が必要とされる。彼の官箴書である『未能信録』には友人が書いた序文である「司馬涇川廉訪使序」があり、以下の紹介が書かれた：

治堂太守以克家令子，年未弱冠，由貳尹從吏事於江右。效能著績，累遷南昌司馬，廿餘年間，莅臺司者數以十計。⁸⁾

二十歳足らずで官職についたことが分かる。そして、『清代官員履歷檔案全編』によると、張五緯は監生として江西に派遣され、その後県丞に昇進し、乾隆五十年（1785）四月に江西南昌県の知縣に就任し、五十一年（1786）は瑞州府銅鼓營同知に昇格した。嘉慶年になると、兗州、長沙府、天津府などの州府に転々して就任し、嘉慶二十一年（1816）に免職されたことが分かった⁹⁾。上述の作者紹介にある「由貳尹從吏事於江右（江西）、效能著績、累遷南昌司馬」は十九歳であることと合わせて計算すれば、その生まれ年は18世紀60年代であることも推測できる。

張五緯が刊行した官箴書は『未能信録』・『風行録』・『講求共濟録』などがある。『古代榜文告示彙存』では『講求共濟録』（嘉慶十七年1812年刊行）¹⁰⁾の第四巻にある「歴任告示」が収録され、中にある告示は張が保定府、大名府、広平府、天津府等の知府に就任した時に発給されたものである。三木聡、山本英史、高橋芳郎が編纂した『伝統中国判牘資料目録』では、『講求共濟録』とその続編は張五緯が嘉慶十三年（1809）から十九年（1814）まで直隸の保定府、大名府、広平府及び天津府の各知府として在任した時期のものとされており、刊行時期と合わせて、中に収録された告示は1809年から1812年に発給されたと推測できる¹¹⁾。

8) 楊一凡、徐立志：『歴代判牘判牘』第8冊、中国社会科学出版社、2005、第205頁。

9) 秦国経：『清代官員履歷檔案全編』第2冊、華東師範大学出版社、中国第一歴史檔案館所蔵、1997、第526頁。冒頭に「張五緯陝西人年四十四歳」という記載はあったが、どの時点で四十四歳なのか不明であるため、基準として使用できなかった。

10) 『古代榜文告示彙存』、第8冊、第267～434頁。

11) 三木聡、山本英史、高橋芳郎編、『伝統中国判牘資料目録』、汲古書院、2010、第106項、133頁。

本文で扱う張の告示は『古代榜文告示彙存』に収録された第四巻である「歴任告示」以外に、『講求共済録』の第三巻にあたる「歴任示諭」¹²⁾も視野入れてみたいと考え、両者をまとめて考察することにした。

二、註解告示と示諭告示について

大まかな分け方として、註解告示と示諭告示がある。まずは「歴任告示」について、法律を註解する告示と法令を公布する告示の二種類に分けられるため、その内容や題名に因んで「註解編」と「示諭編」と称す。そして、註解告示は、「歴任告示」の「註解編」を指し、示諭告示は、「歴任告示」の「示諭編」と「歴任示諭」の中の告示を指す。

「註解編」に属する告示の題名は全て官吏就任中の地方名であり、文章の冒頭から「○○律条を註解し○○に勧める」のように、註解する法律名と対象を含めた決まった形の言葉が書かれた。例えば、一番最初の告示として、「保定府広平府大名府天津府任内頒發各屬：特頒註解誣告律條諄勸地方貧富士庶大小商賈」が挙げられる¹³⁾。張が保定府・広平府・大名府・天津府に在任していた際に貧富・士庶問わず、そして各地の商人も対象として見なし、「誣告」という律条を註解した告示となっている。各註解告示の題名を以下のように示す。

表1 註解告示の題名

①	保定府廣平府大名府天津府任内頒發各屬	特頒註解誣告律條諄勸地方貧富士庶大小商賈
②	保定府大名府廣平府天津府任内頒發各屬	特頒註解一人殺死數人律條諄勸地方軍民事
③	保定府大名府廣平府天津府任内頒發各屬	特頒註解鬪毆律條諄勸地方好勇鬪狠軍民事
④	保定府大名府廣平府天津府任内頒發各屬	特頒註解強盜及窩家律條諄勸地方遊蕩無業民人
⑤	保定府大名府廣平府天津府任内頒發各屬	特頒註解私鹽律條諄勸地方軍民事
⑥	保定府大名府廣平府天津府任内頒發各屬	特頒註解詈罵律條諄勸地方軍民事
⑦	保定府廣平府大名府天津府任内頒發各屬	特頒註解奸情律條諄勸地方軍民事
⑧	保定府廣平府大名府天津府任内頒發各屬	特頒註解竊盜律條諄勸地方軍民事
⑨	保定府廣平府大名府天津府任内頒發各屬	特頒註解賭具賭博律條諄勸地方軍民事
⑩	天津府任内添敘注説頒發	特頒註解私鹽律條申明津境販私之弊勸誡地方軍民事

註解告示は全部で十条であり、「私塩律條」は二回発給され、⑤と⑩がそれにあたる。⑩はほかの九条と一緒に「註解編」に配置されず、「示諭編」の最後に加えられ、私塩を販売する弊害と合わせて再び関連の法律を註解することから、張五緯がこの律条を如何に重視していたかを見て取れよう。

そして、官吏が法律や条例を註解する必要がある理由といえ、官吏にはその責任があるのである。徐忠明は「明清国家的法律宣伝：路径与意図」の中で清代社会の法律普及について論述し、明代以来の法律を宣伝する方法である「講読律令」が存在すると述べた。実行者である官吏には律令を熟読し、内

12) 国家図書館出版社影印室編、『明清法制史料輯刊』第1編、第16冊、『講求共済録』、2008。

13) 『古代榜文告示彙存』、第8冊、第267頁。

容を理解することが求められ、さらに裁判される側の民衆も律法を理解することで刑罰が軽減されると言った規定があり、告示の張り出しによって、律法や法令への解説・案件への裁決・皇帝から論旨の公示などが行われた。¹⁴⁾ この「註解編」で行われた法令への解説は、まさに張五緯が責務を果たした証明となっている。さらに、民衆に法律を理解させて教化の効果を高めるために、張五緯は自分なりの考察をした。それは、口語体を使用した解説方法である。註解告示は、法律を解説し、刑罰を説明する部分と、柔らかい口調で勧告する部分で構成され、その文体もそれぞれの傾向を見せている。

「示諭」とは「示す」と「諭す」を持ち合わせた意味だが、一般的に階級的から見る支配者から被支配者に向けての知らせや指示などを指しており、示諭告示の内容は既定の法律ではなく、地方を治める官吏が定めた法令がほとんどである。つまり、示諭告示は中央政府が決めた法律への補充、地方の状況に合わせて決められた規則と言えよう。中には遵守しなくても罰せられないものもある。

「歴任告示」の「示諭編」¹⁵⁾ は二十四篇で構成され、「歴任示諭」¹⁶⁾ は二十三篇、両者を合わせて示諭告示と称す。註解告示のように複数の場所で発給したものではなく、「歴任告示」の「示諭編」は大名府・定州・保定府で、「歴任示諭」の告示は広平府・天津府のいずれかの一か所で発給されたものがほとんどであった。在任場所の違いだけで区別されたと考えられるため、両者を合わせて「示諭告示」と称することにした。そして、示諭告示のどれの題名にも註解告示と同じように、官吏就任中の地方名と告示内容が書かれた。例えば最初の告示である「大名府任内頒發婦女犯法不能免罪示諭」¹⁷⁾ は大名府（現在の河北地域）で発給され、その内容は「婦人が罪を犯したら免罪できない」となっている。

まず法律と処罰を解説し、そして勧告するというまとまった形のある註解告示と違って、示諭告示の体裁は、冒頭の「為…事、照得…」と最後の「特示」以外、その言葉と構成は比較的に自由であった。公文書でありながら自主性があるとはこの体裁の自由度から現れたのではないかと考えられる。題名にある発給地域を省略して、全ての示諭告示を以下の表に示す。

表 2 示諭告示の題名

	「示諭編」題名	「歴任示諭」題名
①	婦女犯法不能免罪示諭	護子致罪以正其子不孝示諭
②	申明法不可犯刀不可帶並禁製造違禁器械示諭	諄勸棍徒改惡從善示諭
③	徒滿回籍複行滋事飭保約束示諭	勸戒文武童生安命應考示諭
④	飭知曲恕不孝原委示諭	禁止歇店檔槽等弊害等事示諭
⑤	禁止民間佩戴順刀並鉄匠製造示諭	申明爲子之道諄勸士民共勉示諭
⑥	嚴禁驕夫代書不許詐索告狀人錢文示諭	禁止郡城居民挖掃街土示諭
⑦	示禁男婦哄花等項積習各條講解示諭	勸修舊立石坊示諭
⑧	禁止推車鉄匠打造兇器示諭	嚴禁爭繼鬩喪阻葬各澆風增諭
⑨	喪葬務盡哀誠不得奢靡演劇示諭	申明懲勸各條總以孝友爲本示諭
⑩	侍婦犯法問罪示諭	因案曉諭書差不可滋擾示諭

14) 徐忠明：「明清国家的法律宣伝：路径与意图」、『法制與社会發展（双月刊）』、2010、第1期総第91期、第3頁～25頁。

15) 『古代榜文告示彙存』、第8冊、第327～426頁。

16) 国家図書館出版社影印室編、『明清法制史料輯刊』第1編、第16冊、『講求共濟録』、2008。

17) 『古代榜文告示彙存』、第8冊、第327頁。

⑪	諄勸混號紅磚棍徒痛改任性士子懷刑示諭	因諄勸友愛示諭
⑫	曉諭訊明遷怒毆傷幼童因案勸誡示諭	禁止革役代書等擾害示諭
⑬	禁止惡捕弊害示諭	禁夾帶鎗冒招搖示諭
⑭	曉諭保役等應分別控縛不法之人示諭	諄勸居民務正示諭
⑮	罰勸人子不得賭竊犯法致累父兄獲咎示諭	曉諭婦女出頭刁訟以免問罪示諭
⑯	因案勸誡示諭	考試例禁並勸安分應試示諭
⑰	嚴飭各店家巡防竊賊示諭	曉諭士子立品保身示諭
⑱	飭知各處應試文章勸誡示諭	禁止詐擾弊害各條示諭
⑲	各州縣嚴飭各店家巡防竊賊以安行旅示諭	因案禁止不許新創會名歛錢苛派示諭
⑳	嚴禁捕役縱賊殃民申扳買贓詐害鄉民示諭	各代書及作詞人等示諭
㉑	勸勉孝悌注解示諭	嚴禁竊賊勒贖示諭
㉒	勸誡嫖賭示諭	嚴禁挾嫌放火示諭
㉓	禁止匪徒會期賭竊示諭	曉諭瘋病報官鎖禁示諭
㉔	懲儆肆酒滋事示諭	

地方に合わせて決まった法令の公布（例えば、「示諭編」の⑥は駕籠かきが代書することと訴訟人からお金をだまし取る事を厳禁する告示）、発生した事件や悪習への説明とその処置や予防措置（例えば、「示諭編」の⑦は男性と婦人がじゃれあうなどの各悪習を説明した告示）、民衆への注意喚起（例えば、「示諭編」の⑱は各商店に盗賊に気をつけてパトロールするように注意喚起した告示）が見られ、勧告する言葉もそれぞれの告示の中にも存在する。

その対象は一概に民衆であるとはいうものの、商店関係者などの集団、官府関係者である役人、官と民の間に位置する「紳」と「士」・科挙試験の受験者、一般の庶民など細かく分類されている。その対象に合わせて文体の傾向に違いが生じることもあれば、張自身の考慮と目的で文体の選択が行われたこともある。例えば「示諭編」⑨の「喪葬務盡哀誠不得奢靡演劇示諭」では、葬式では贅沢してはいけないという勧告が行われたが、その対象は葬式という活動に贅沢することができる家系の人々であり、当然口語体が無くても、文語体だけで理解されると予想がつくため、口語要素が少なく見られたのだろう。¹⁸⁾

また、示諭告示では、文字数を揃えた詩歌のような韻語告示が特徴的であり、表で示す「示諭編」の①⑩⑪⑫⑬⑭⑮、そして、「歴任示諭」の⑪⑫⑬⑭⑮がそれにあたる。しかし、本文では文体を考察することに重きを置くため、注解告示と合わせて、まず文章になっている告示の文体を見てみよう。

三、注解告示と示諭告示の文体比較

上述のように、告示は全体的に通俗的になっているが、権威のある官吏から発給された公文書であるため、白話より古典語要素が多く、文言寄りであった。しかし、張五緯の告示は異例であった。夏曉虹の「清朝後期の白話文運動における政府サイドのリソース」¹⁹⁾では、清代末期に起きた白話文運動の「官

18) 『古代榜文告示彙存』、第8冊、第367頁。

19) 沈国威、内田慶市編纂、『近代東アジアにおける文体の変遷—形式と内実の相克を超えて』、白帝社、2010年3月25日、第12頁。

方」、つまり政府サイドの資料として、張五緯の告示を言及した。夏氏は近現代の文体改革から出発し、白話文の源を探る上に、「官方」つまり、政府側の言語における「権力」は等閑視できない存在であるとし、文学以外の言語資料としての近世告示と近代新聞の重要性を提示した。特に告示と、教化用に宣講された聖諭広訓には多くの口語体表現が用いられ、官吏が行政する際に、言語を平易化にし、民衆との意思疎通を図る意図が見受けられ、これらの存在は清末に起きた白話文運動を後押ししたと論じている。張五緯についての論述は少ないが、ほかの官吏と比べて白話の量が圧倒的に多く、「これは、清朝の公文書ではまれにみるものと言えるだろう」と述べている。

張五緯の告示が口語的であることは明確だが、註解告示と示諭告示の間にも文体の差があり、さらに、その内部も文言と白話の混在が存在する。現代日本語に訳しながらそれぞれの例と合わせて考察してみる。

1 法律を解釈する註解告示

註解告示の内容は主体となる「法律と処罰」への説明、そして法を犯さないように行った勧告の二部分から構成される。例えば「誣告」の法律を註解した告示では、

「凡人有事告狀須要說實話、那人該問什麼罪、官府自然依律斷問。若將無作有、以輕為重、捏造情節告人叫做誣告。一經官府審出實情、就要把誣告的人照所告別人的罪各分別輕重加等反坐。」²⁰⁾

（訳：凡そ訴訟する時に、本当のことを言うべきである。当然、その人にどのような罪を問うか、官府は法律に従って判決することになる。もし無かったことをあったことに、軽罪を重罪に、あるいは罪を捏造した行為は、誣告という。官府がその事実を突き出した場合、逆に他人を誣告しようとしたその人が、その誣告の罪の程度に合わせて倍の処罰を受けることになる。）

から始まり、まず、どのような行為が「誣告」にあたるのか、官府はこの「誣告」の罪状をもとにどのような刑罰を与えるか分かりやすく説明したのである。さらに、

「愚民不知律法、動不動說無誑不成狀、那知搞准了少不得要審出實情來的、何苦捏造情節、自投法網呢。今特把誣告一條講解與你們聽。」

（訳：愚民達は法律を知らず、何かするとすぐ、偽りがないと訴状が成り立たないなんて言う。訴訟が成立したら真実はどうしても明るみに出るなんて知らないんだらう。何をわざわざ他人の罪を捏造してまで、自ら進んで法を犯すことをしただらう。ここで誣告の法律をあなた達に講解して聞かせよう。）

と書き、書き手である張五緯自身の考えを混ぜながら、「那知」・「少不得」・「呢」・「你們」など口語や通俗文学ではよく使用された口語要素を取り入れたと見られる。特に最後の「今把○○講解與你們聽。（ここで○○をあなた達に講解して聞かせよう。）」という文言は全ての註解告示に用いられ、まるで官府の

20) 『古代榜文告示彙存』、第8冊、第267頁。

意向を示した「示」ではなく、脚本としての「講」に使用するかのような言い方である。十篇の類似例を以下に並べる。

- ①今特把誣告一條講解與你們聽。
- ②今把一人殺死數人的律例講解與你們聽。
- ③如今把鬪毆一條講解與你們聽。
- ④今特把強盜一條講解與你們聽。
- ⑤今特把私塩一條講解與你們聽。
- ⑥今將詈罵的罪名講與你們聽。
- ⑦今將犯姦各條講解與你們聽。
- ⑧今特把竊盜一條解與你們聽。
- ⑨今將造賣賭具同那賭博的罪名解說與你們聽。
- ⑩今特把私塩一條講解與你們聽。

それから、「注解編」の告示では各法律の具体的な処罰も解説された。張は告示にどの程度の罪で折檻か、徒刑か、あるいは死罪にされるか、さらに、関係者はどの罪に問われるか具体的に解説をした。解説の最後に「法律はこんなに厳しいから、絶対に犯さないように」と警告した言葉がほとんどの注解告示で見られた。解説の言葉でも、『大清律例』で使われた文体と比べてかなり平易化された。その一部を取り出して比較してみる。

表3 『大清律例』と張五緯告示の文体

『大清律例』「刑律－訴訟之一」誣告 ²¹⁾	張五緯『講求共濟録』「注解誣告律條」 ²²⁾
凡誣告人答罪者加所誣罪二等流徒杖罪、不論已決配未決配、加所誣罪三等各罪止杖一百、流三千裏、不加入於絞。	凡告人事情、該問徒流杖責等罪、審出是誣捏的、就是把告狀的人照所告那人的罪名各加三等治罪。
若所誣徒罪人已役流罪、人已配、雖經改正放回、須驗其被逮發回之日、於犯人名下追徵用過路費給還被誣之人。	若誣告人徒留等罪、或把那個人已經發遣、因而路上拖死跟隨去的有服親屬一人、這誣告的人就問絞罪、秋後處決。
已決者依本絞斬反坐、誣告人以死、雖坐死罪、仍令備償取贖斷付養贍。未決者杖一百流三千裏、就於配所加徒役三年。	若誣告的人斬絞死罪、那個人已經處決了、後來審出實情、那死的不能復生、就要把這誣告的人反坐死罪償命、若還未曾處決、不但要打四十大板流三千裏、還要多充三年徒。

古典語要素が多用されるほかの文言文と比べたら、この『大清律例』は難解だとは言えないが、それでも文言寄り、日常語を排除して獲得した正式な語感を匂わせる。反対に、張五緯の注解告示の言葉は白話小説のように通俗的なものと言いが、**「是」・「的」・「這」・「那人」・「把」・「那個人」・「了」・「不能」・「就要」・「不但要…還要」**などの口語要素を取り入れることで、難しい法律の内容も一層分かりやすく説明できたと考えられる。両者の間に文体の違いと張の告示傾向が分かる。

21) (清) 徐本：『欽定四庫全書(47卷)』史部十三、政書類、『大清律例』卷三十、浙江大学図書館影印古籍、第17頁。

22) 『古代榜文告示彙存』、第8冊、第268頁。

さらに、口語体に近い勸告、あるいは教化の言葉も間に挟むか、法律解説の最後に付け足すかにして民衆の理解と自律を図ろうとした。特に、「誣告」・「一人殺死數人」・「姦情」・「賭具賭博」と最後の「私塩」などでは、解説と同等あるいはそれ以上の紙幅が費やされ、教化の言葉が施されたと見られる。その言葉には、二人称代名詞・疑問文や反語文・具体的な道理口説きなどを使用することによって、特徴的な文体となっている。特に反語文は「教化」という言語行為によく見かける表現法であるため、告示に使用されるとなると、ほかの公文書と一線を画することができる特徴だと見ていいだろう。例えば、「注解關毆律條」ではこのような言葉がある：

「大凡關毆不過一時之氣、及到犯罪、悔之何及、況且打傷的人倘或醫治不好死了、少不得就要償命、何不當初略忍耐些、免得身犯刑法呢。」²³⁾

(訳：凡その殴り合いは一時の怒りからきたものであり、犯罪まで発展したらどれだけ後悔するものか。しかも殴った人が治療されても回復できず死んでしまったら、命をもって償えることは免れないだろう。あの時少し我慢すれば、法を犯すようなことにはならなかったんじゃないか。)

「呢」は普通の公文書ではまず見られない反語文助詞であるのは明らかであろう。このような教化の言葉は清代に盛んになった聖諭広訓の白話講解書と類似しているようなところがあり、両者の前後関係を考えれば参考の可能性もありうるが、ここでは張五緯の告示文体を主体にしているため、両者の関係についてまた改めて論じることにする。

以上のように、「注解編」の告示は法律を注解し、民衆に警告、そして勸告するという構成となっている。その文体は普通の文言文より簡易になっており、口語要素の取り入れも多く見られることから、民衆にもっと直接に法律を理解してもらい、その遵守を求めるという張五緯の思惑を窺えるのではないかと考える。しかし、「示諭編」の告示では、このような口語要素が控え目になっていると見られる。

2 法令を公布する示諭告示

注解告示ほど口語要素が多くない示諭告示の文体を見る限り、『古代榜文告示彙存』にあるほかの時代や官吏が発給したほとんどの告示と同じく、基本文語体となっている。本文は主に口語要素を取り入れた告示を扱うため、示諭告示の場合、典型的な口語要素である「了」・「的」・人称代名詞を含めた告示だけを対象にして比較を行う。

「了」は唐代からすでに出現した助動詞であって、動作の完成形を表示しているが、一般的に公文書や論述の文章では排除される対象である²⁴⁾。反対に、民間の俗文学や口語体の記録文などではよく見かける。同じ助動詞である「的」は現代中国語ではもっとも使用されたが、「了」と同じく正式な書面語であればまず避けるべきものとなっている。特に所属関係を表す意味で使用された「的」は古典語要素である「之」が対応しており、文体統一のためにも「之」を選ぶであろう。そして、人称代名詞である「我・

23) 『古代榜文告示彙存』、第8冊、第290頁。

24) 劉堅、江藍生、白維国、曹広順編、『近代漢語虚詞研究』、語文出版社、1992、第111頁。

你・他」とその複数形である「我們・他們・你們」もまた正式文体では見かけないものであり、会話の記録や語りかけの言葉などではよく使われた²⁵⁾。

前文で言及した夏曉虹もこれらの口語要素を白話告示の判断基準に使用したのではないか。例の論文では「(『歴任告示』にある)全部で三十四編の文書のうち、白話で書かれたものは文言を上回り、十九篇を占めている」と述べられ、十篇の註解告示と六編の韻語告示²⁶⁾を除いて、残り三篇が白話告示とされ、それが全て「示諭編」に属する。筆者の統計によると、「了」を使用した告示は四篇、「的」を使用した告示は三篇である。両方同時に使用することが白話告示として認識する基準の一つであると考えられる。「了」を使用した「的」を使用しなかった告示である「大名府任内頒發禁止推車鐵匠打造凶器示諭」では、「從此地方中少無數命案，爾等鄉保少了許多幹系，戶族鄰佑免了人命重情拖累。(訳：これでこの地には無数の殺人事件がなくなり、お前ら郷保も関わらずに済み、宗族や隣家も人命に関わることに巻き込まれずに済む。)」のような言葉があるが、全体的に口語要素が少なかったと見られる。口語要素の少なさも白話告示から外された理由であろう。

会話でよく使用される人称代名詞に加え、「了」と「的」の合わせて三種類の要素を、口語要素の典型的な標識と見なし、それらを含めた全ての示諭告示を以下の表にまとめた。

表4 「了」・「的」・人称代名詞を含めた示諭告示

	「示諭編」	口語要素 ²⁷⁾
①	申明法不可犯刀不可帶並禁製造違禁器械示諭	●「了」、「的」、「你們」
②	禁止民間佩戴順刀並鐵匠製造示諭	○「你」
③	示禁男婦哄花等項積習各條講解示諭	●「了」、「的」、「你」
④	禁止推車鐵匠打造兇器示諭	○「了」
⑤	諄勸混號紅磚棍徒痛改任性士子懷刑示諭	●「了」、「的」、「他」
	「歴任示諭」	口語要素
⑥	諄勸棍徒改惡從善示諭	●「了」、「的」、「我・他」
⑦	申明懲勸各條總以孝友爲本示諭	●「了」、「的」、「我」
⑧	因案曉諭書差不可滋擾示諭	●「了」、「的」、「我們・他們」
⑨	禁止許擾弊害各條示諭	◎「了」、「的」

もちろん、この九篇の「示諭告示」はただ口語要素を含めただけであって、決して全篇通して口語体となっているわけではない。むしろ、古典語要素のほうが優位に立っている。そして、告示の目的によって、その文体も違った傾向を見せている。民衆への勧告という目的以外の告示文、つまり事件説明や警告・注意喚起などの言葉は、「註解編」の解説部分と比べたら全体的に文言寄りだと言わざるを得なかっただろう。公文書である以上、告示において文語体こそ、権威を持つ者がそうでない者に対して使用

25) 呂叔湘：『近代漢語指代詞』、上海学林出版社、1985。

26) 六篇韻語告示：「婦女犯法不能免罪示諭」・「特婦犯法問罪示諭」・「勸勉孝悌注解示諭」・「勸誠嫖賭示諭」・「禁止匪徒會期賭竊示諭」・「懲儆肆酒滋事示諭」。

27) 口語要素の「了」・「的」・人称代名詞の三者を例に。一種類の場合は○、二種類の場合は◎、三種類の場合は●。

すべき文体であり、文体の差からも地位の差が反映されるからである。

文字で文体の傾向を説明することは困難であるため、上述の十篇の註解告示とこの九篇の示諭告示に見られる典型的でかつお互い対応できる古典語要素と口語要素を抽出して、数字で以下の表にまとめた。

表5 註解告示と示諭告示における古典語要素と口語要素の比較

	古典語要素	註解告示	示諭告示	口語要素	註解告示	示諭告示
関係を表す助詞	之	56	188	的	220	63
総括を表す副詞	皆	5	13	都	39	8
代名詞	此	21	63	這	77	18
禁止を表す副詞	勿	4	8	不要	2	0
	毋	3	7			
近代漢語の特殊標識				把	25	6
				叫	31	5
				被	15	8

関係を表す助詞である「之」と「的」、総括を表す副詞である「皆」と「都」、代名詞である「此」と「這」、禁止を表す副詞である「勿」・「毋」と「不要」・「不可」、それぞれの品詞は文語体（文言）と口語体（白話）の間に交替可能な要素であり、その使用頻度から文体の傾向が判断できるのではないかと考えている。さらに、近代漢語の特殊標識である「把」・「叫」・「被」も口語要素として認められているため、その使用頻度も参考できるのであろう。全体的にそして直感的にわかることは、示諭告示は註解告示より古典語要素を好み、反して註解告示は示諭告示より口語要素を好むのである。

そして、文体と告示の目的を合わせて見れば分かるように、示諭告示で白話が使用されたのは「註解編」と同じく、主に勧告の部分である。白話寄りな文体は、教養の低い民衆を教化し、告示の内容を遵守させるという目的に合わせて行った選択だといえよう。勧告以外にも、示諭告示は事件の周知説明・法令の公布・警告や注意喚起などそれぞれの目的、あるいは機能を有し、これらの告示には民衆に対して束縛力を発揮することが求められるため、日常的な語彙や表現を排除しようとして、口語要素が比較的になかったと見られる。

つまり、註解告示は示諭告示より口語的であり、とりわけ勧告する文が解説する文より平易で、周知説明・法令の公布・民衆への警告や注意喚起などの文がもっとも「文言寄り」だと考えられる。そして、示諭告示では勧告文が比較的になく、古典語要素を多用するため、文言と白話の混在がより目立っている。例えば、「示禁男婦印花等項積習各條講解示諭」ではこのような文が書かれた：

「以上所犯各條、於世道人心大有關係、即如地裏場裏本非婦女應往之處。況且麥子棉花是人家費了工夫種出來的、少拾不能充饑紡線、多拾人家豈不肉疼。向系撿拾地主所遺、日久遂成蜂擁之勢。」²⁸⁾

（訳：以上にある反則の各条は世の道理や人の心に多いに関係する。すなわち、田んぼや田面は婦人が赴くところではない。しかも麦や綿は相手が苦勞をかけて育てたものだし。少なめに拾っても飢

28) 『古代榜文告示彙存』、第8冊、第358頁。

えに充てず、線も紡げない。多めに拾えば相手も体が切られるほどつらくなるだろう。以前、地主が残したものを拾って行くうち、日が経つと大勢の人が押し寄せてくる勢いになったのである。)

中に差し込められた「況且麥子棉花是人家費了工夫種出來的」という言葉にある「況且」・「是」・「費了工夫」・「種出來的」のどれもほかの文とくらべものにならないくらい日常的であった。この言語現象は文言と白話の混在というより、書面語と口語の混在と言ったほうが妥当であろう。

このような文体の揺れが存在する告示を手掛けた張五緯は、『古代榜文告示彙存』という明清両時代の告示をほぼ網羅した告示集の書き手の中では、数えるほど少ない異例な一人なのである。勧告する、あるいは教化するという目的と、法令を公布するという本来の目的を持ち合わせた中国の告示だからこそ、文体の揺れ、つまり、文言と白話の混在が可能になったと考えている。

まとめ

本文は清代中後期に在任した官吏である張五緯を紹介し、彼が発給した告示を対象にその文体の揺れを考察した。『講求共濟録』という彼が刊行した官箴書には、註解告示と示諭告示、二種類の告示が存在し、註解告示には法律を註解する言葉や勧告する言葉、示諭告示には説明、法令公布、警告や注意、勧告の言葉が見られる。それぞれの文体が口語要素の多少で白話寄りか文言寄りに分けられ、文体の揺れが観察できた。文体への考察は単に文を分析するだけではなく、文書の目的や機能と合わせて総合的に行うことによって、社会に生まれ、そして変化してきた言葉の異なる側面が見えるのではないか。張五緯の異例な告示が文体の内部にある異相を観察するきっかけを与えてくれたと考えている。